

ウェビナー傍聴レポート

NDC 実施への民間セクターの参加促進：SPAR6C-緩和策の開発とファイナンスへのガイド-

Engaging the Private Sector in NDC Implementation:

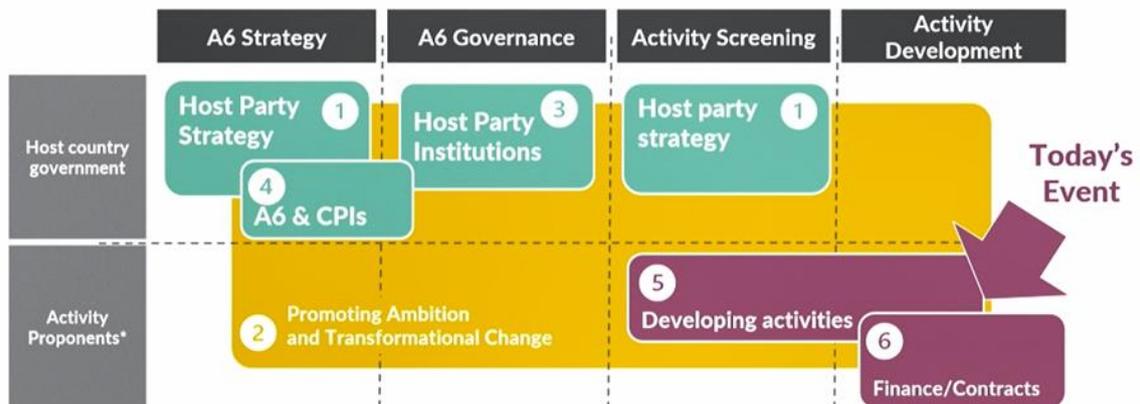
SPAR6C Guides to Develop and Finance Mitigation

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- 日時: 2023 年 5 月 24 日 (水) 23:35-24:35 JST
- 場所: I4C 会場 (Floor 4, Bilbao) およびオンライン
- 主催: German Federal Ministry for Economic Affairs and Climate Action, GGGI
- スピーカー: **Mahlin Ahlberg**, Deputy Head of Division for International financing of the transformation, international market mechanisms, German Federal Ministry for Economic Affairs and Climate Action; **Fenella Aouane**, Deputy Director, Head of Carbon Pricing Unit, Global Green Growth Institute (GGGI) ; **Laura Cruz**, Consultant, Carbon Limits; **Joachim Schnurr**, Director, Climate Competence Center, GFA Consulting
- 参加者数: 不明
- 概要: 本ウェビナーでは、German Federal Ministry for Economic Affairs and Climate Action と International Climate Initiative (IKI)が支援し Global Green Growth Institute (GGGI)が実施するプログラム「Supporting Preparedness for Article 6 Cooperation (SPAR6C)」において開発されているパリ協定 6 条ツールボックスの 6 つのガイドブックの内、2 つのガイドブック「6 条取組の開発」と「6 条取組のファイナンス・契約モデル」について紹介された。
ガイドブック⑤「6 条取組の開発」では、従来の CDM 等でのプロジェクトサイクルに対して、例えば追加性やベースライン設定などパリ協定 6 条で新たな解釈や対応が必要となる事項についてのガイダンスを提供している。また、ガイドブック⑥「6 条取組のファイナンス・契約モデル」では、パリ協定 6 条の取組に特化したファイナンスの検討から実行までのステップについてガイダンスを提供している。
質疑応答では、政府による ITMO 承認とそれに関連する手続きが不履行となる政治的リスクの懸念について議論が行われた。
- **SPAR6C プログラムとガイドブックの概要 [Fenella Aouane, Deputy Director, Head of Carbon Pricing Unit, Global Green Growth Institute (GGGI)]**
 - ✓ SPAR6C は政府を対象とした 6 条実施のための能力構築プログラムであり、更に支援対象国が望む場合はパイロット事業の開発を支援する。GHG 削減を促進ことと、そのための資金動員を目的としている。
 - ✓ SPAR6C は 5 年間のプログラムとして、2022 年 6 月に開始され、予算は 2000 万ユーロである。
 - ✓ 実施体制として、German Federal Ministry for Economic Affairs and Climate Action と International Climate Initiative (IKI)が支援し、GGGI が実施主体として Carbon Limits、UNEP CCC、Komunal Kredit Public Consulting および GFA Consulting Group と連携し、支援の対

象国はコロンビア、パキスタン、タイおよびザンビアの4か国である。

- ✓ SPAR6C では、パリ協定実施ツールボックスとして以下6つのガイドブックを開発しており、これらは一般公開される予定である。
 - ① ホスト国の6条実施戦略の開発
 - ② 野心向上および変革の促進
 - ③ ホスト国の制度的枠組みの構築
 - ④ 6条の他のカーボン・プライシング施策への統合
 - ⑤ 6条取組の開発
 - ⑥ 6条取組のファイナンス・契約モデル
- ✓ 6つのガイドブックのスコープは下図のように整理され、本日はこの内、取組に関わる関係者を対象として、「取組のスクリーニング」と「取組の開発」について扱う⑤と⑥について紹介する。



- ✓ 是非、本日のワークショップ参加者から、ガイドブックに対するフィードバックをもらいたい。

■ パリ協定実施ツールボックス・ガイドブック⑤「6条取組の開発」の紹介 [Laura Cruz, Consultant, Carbon Limits]

- ✓ ガイドブックは、伝統的なプロジェクト開発の流れおよび6条における新たな要件についてプロジェクト参加者の理解の支援を目的としている。
- ✓ ガイドブックでは6条のプロジェクトサイクルに沿って誰が何をすべきかを示しているが、ホスト国の承認のタイミングが不確定なものや、6条ルールにおいて義務ではないがホスト国が追加的に要求するものも含まれる。
- ✓ ガイドブックでは、プロジェクト参加者が取組のリスクを最小限に抑えるための、スクリーニングに関するガイダンスを提供している。スクリーニングには以下の5つの主要な要素があり、各要素に関するチェックリストを作成した。
 - ① 6条適格性（チェックリスト例：追加性があるか。）
 - ② ホスト国ルール（チェックリスト例：取組がホスト国のNDCに沿っているか。）
 - ③ 二国間協定（チェックリスト例：取組が二国間協定において適格か。）
 - ④ 国際的な実績（チェックリスト例：取組に関する既存の方法論があるか。）
 - ⑤ 国際的な需要（チェックリスト例：ITMO獲得国が取組を許可／選好しているか。）

- ✓ ガイドブックでは、緩和取組の設計書（Mitigation Activity Design Document: MADD）の作成に関するガイダンスを提供している。伝統的なプロジェクト設計書の要素（追加性など）について 6 条下での新たな解釈をすることに加え、6 条下の新たな要素（持続可能な開発に係る MRV、ファイナンス／ビジネスモデル、制度面の整備状況／ガバナンス、変革）も示している。
- ✓ 例えば、従来からの要素である追加性やベースラインについて、6 条下での新たな解釈が必要である。（例：規制の範囲を超える取組であること、排出固定を回避する取組であること、BAU より低くベースラインが設定されていること、など）

■ パリ協定実施ツールボックス・ガイドブック⑥「6 条取組のファイナンス・契約モデル」の紹介 [Joachim Schnurr, Director, Climate Competence Center, GFA Consulting]

- ✓ SPAR6C プログラムでは、2022 年 6 月に支援対象国 4 か国の準備状況およびニーズの評価を行った。
- ✓ 例えば、ザンビアでは官民の 50 機関からプロジェクト開発の課題について聞き取りを行ったが、同国には緩和取組のための資金アクセスが最大の課題であることが分かった。
- ✓ 本ガイドブックの作成においては、グループによりファイナンスへの理解が異なることを考慮した内容にする必要があった。例えば、GCF の認証機関が気候資金には馴染みがあるがカーボン・ファイナンスには詳しくなく、政府関係者はプロジェクト・ファイナンスの知識がほとんどない場合がある。
- ✓ 本ガイドブックの内容は、ステップ毎の対応項目より構成され、ガイドブック⑤「6 条取組の開発」とのリンクも示されている。各ステップは以下のとおり。
 - ① 資金的追加性
 - ② ビジネスプランの作成
 - ③ ファイナンスパートナーの特定
 - ④ カーボン・ファイナンスの交渉
 - ⑤ 政府との協定の署名
 - ⑥ 緩和成果購入協定（MOPA）の署名
 - ⑦ ファイナンスの実行
- ✓ ①資金的追加性のステップでは、キャッシュフローの作成、内部収益率（IRR）および正味現在価値（NPV）の計算、金額基準に対するベンチマーク設定、について説明している。
- ✓ ②ビジネスプランの作成では、ガイドブックでは詳細を説明することは難しいため、詳細情報を提供するウェブページへのリンクを掲載している。

■ 質疑応答

- ✓ Q1：クレジットを購入する側にとって、例えば政権交代により ITMO 承認の取り消しパリ協定で求められる報告の不履行などが発生するなどの重大な政治的リスクが懸念される。
- ✓ A 1 (Randall Spalding-Fecher)：6 条 2 項ガイダンスには政府は ITMO 承認した場合、それを移転し相当調整を行うと規定されており、仮にそれを履行しないのは明確なルール違反となることは強調したい。確かにパリ協定自体は強制的なメカニズムではなく、主に透明性の仕組みによって担保さ

れている。最終的に政府による不履行に対して訴訟を起こせるかという、おそらく不可だと思われる。

- ✓ A2 (Mahlin Ahlberg) : ホスト国が投資を招き入れようとするに関心があるならば、自らが決定した承認の取り消しをすることは望まないだろうと思われる。

作成：渡辺 潤